

ネットストック口座開設申込書

兼 保護預り口座設定申込書 兼 ネットストック取引規程同意書
兼 外国証券取引口座設定申込書 兼 累積投資口座設定申込書
兼 上場株式等にかかる譲渡所得等の申請書
兼 振替決済口座設定申込書
兼 書面の電子交付等に関する承諾書
兼 特定口座開設届出書兼源泉徴収選択届出書
兼 源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書
兼 先物取引の差金等決済に関する告知にかかる申請書 兼 告知書 兼 新規届出書

100-0007

東京都千代田区麹町1丁目4-1

松井 太郎 様

受付番号

F882453

申込年月日 2017年6月14日

有効期限は申込年月日より6か月

登録内容を訂正する場合は、二重線で消して枠内にご記入ください。

フリガナ マツイ タロウ

氏名

(ご署名)

(楷書で署名ください。ゴム印可)

性別

男

個人番号

別紙記載

フリガナ トウキョウトチヨダクコウジマチ 4-1

自宅 〒100-0007

住所 東京都千代田区麹町1丁目4-1

(住所は、本人確認書類の自宅住所を記載してください。)

(住所コード：なし)

国籍	日本国	日本国以外	自宅電話番号	03-1234-5678	連絡先優先順位	自宅
居住地図	日本国	日本国以外	携帯電話番号			なし
生年月日	西暦 1955年1月1日					なし
	(昭和30年)					

未成年口座： 該当する 該当しない

親権者氏名：

メールアドレス dummy@example.com

職業 無職

会社名

所属部署

業務内容

役職名

勤務先 〒

所在地

内部者登録

内部者： 該当する 該当しない

関係区分：

銘柄コード：

銘柄名：

役員名：

勤務先電話番号

入金先銀行名(お客様 松井証券)

みずほ

特定口座を開設する (源泉徴収あり・配当金を入金する)

特定口座を開設する (源泉徴収なし)

特定口座を開設する (源泉徴収あり・配当金を入金しない)

特定口座を開設しない

配当金の入金については、口座開設完了後に配当金受領方式選択で株式数比例配分方式を選択した場合に適用されます。

投資経歴 現物取引：なし 信用取引：なし 先物オプション取引：なし

年 収 300万円未満

金融資産 300万円～500万円

投資資金の性格 余裕資金

投資目的 売買益の重視

「特定口座を開設する」を選択している場合

私は、租税特別措置法第37条の11の3第1項または第2項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令第25条の10の2第5項の規定により、この旨を届け出ます。

「特定口座を開設する(源泉徴収あり)」を選択している場合

私は、租税特別措置法第37条の11の4第1項及び地方税法第71条の51の規定の適用を受けたいので、この旨を届け出ます。

「特定口座を開設する(源泉徴収あり・配当を入金する)」を選択している場合

私は、租税特別措置法第37条の11の6第1項の規定を受けたいので、同条第2項の規定に基づきこの旨を届け出ます。

【包括】上場株式等の配当等、公社債の利子、投資信託の収益の分配、国外発行株式等の配当等及び国外投資信託等の配当等の告知書

<上場株式等の譲渡の対価の支払者、上場株式等の配当等、公社債の利子、投資信託の収益の分配、国外発行株式等の配当等及び国外投資信託等の配当等の支払の取扱者、先物取引の差金等決済を行う先物取引業者>

所在地：東京都千代田区麹町1-4半蔵門ファーストビル

名称：松井証券株式会社

特定口座を開設する営業所等

所在地 東京都千代田区麹町1-4

半蔵門ファーストビル

部支店名 松井証券株式会社 本店

特定口座に関する勘定

特定保管勘定 特定信用取引等勘定

特定配当金等勘定

<社欄欄>

【本人確認】 1:免 2:保 3:住 4:台 5:印
6:永 7:在 8:通 9:番 10:他 補

本人確認書類 送付 提示

登録・承認 入力 照合

No.13001

松井証券株式会社 宛

受付番号	F882453	申込日	2017年6月14日
------	---------	-----	------------

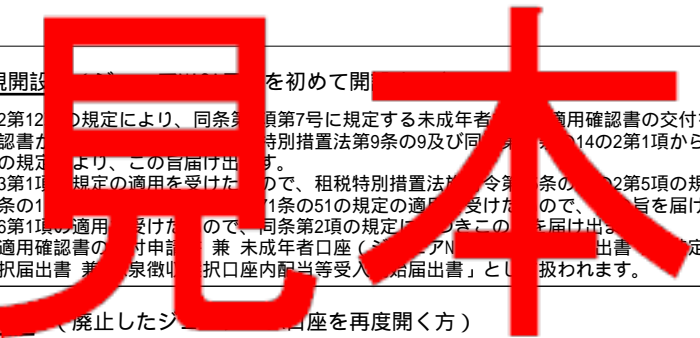
(1) 希望する手続きにチェック☑を入れてください。

成人の方

<input checked="" type="checkbox"/>	<p>成人の非課税口座の新規開設 (NISA口座を初めて開設する方)</p> <p>租税特別措置法第37条の14第6項の規定により、同条第5項第3号に規定する非課税適用確認書の交付を申請します。 また、非課税適用確認書が交付された場合は、併せて、租税特別措置法第9条の8及び同法第37条の14第1項から第4項までの規定の適用を受けたいので、同条第5項第1号の規定により、この旨届け出ます。 本書面は「非課税適用確認書の交付申請書 兼 非課税口座(NISA口座)開設届出書」として扱われます。</p>
<input checked="" type="checkbox"/>	<p>成人の非課税口座の金融機関変更・再開設 (NISA口座開設金融機関を変更する方/廃止したNISA口座を再度開く方)</p> <p>租税特別措置法第9条の8及び同法第37条の14第1項から第4項までの規定の適用を受けたいので、同条第5項第1号の規定により、この旨届け出ます。 本書面は「非課税口座(NISA口座)開設届出書」として扱われます。</p>

未成年の方

<input checked="" type="checkbox"/>	<p>未成年の非課税口座の新規開設 (未成年者口座を初めて開設する方)</p> <p>租税特別措置法第37条の14の2第12項の規定により、同条第5項第7号に規定する未成年者非課税適用確認書の交付を申請します。 また、未成年者非課税適用確認書が交付された場合は、併せて、租税特別措置法第9条の9及び同法第37条の14の2第1項から第4項までの規定の適用を受けたいので、同条第5項第1号の規定により、この旨届け出ます。 租税特別措置法第37条の11の3第1項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令第25条の10の2第5項の規定により、この旨届け出ます。租税特別措置法第37条の11の4第1項及び地方税法第71条の51の規定の適用を受けたいので、この旨届け出ます。 租税特別措置法第37条の11の6第1項の規定の適用を受けたいので、同条第2項の規定に基づきこの旨届け出ます。 本書面は「未成年者非課税適用確認書の交付申請書 兼 未成年者口座(ジュニアNISA口座)開設届出書 兼 特定口座(課税未成年者口座)開設届出書 兼 源泉徴収選択届出書 兼 源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書」として扱われます。</p>
<input checked="" type="checkbox"/>	<p>未成年の非課税口座の再開 (廃止したジュニアNISA口座を再度開く方)</p> <p>租税特別法第9条の9及び同法第37条の14の2第1項から第4項までの規定の適用を受けたいので、同条第5項第1号の規定により、この旨届け出ます。 租税特別措置法第37条の11の3第1項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令第25条の10の2第5項の規定により、この旨届け出ます。租税特別措置法第37条の11の4第1項及び地方税法第71条の51の規定の適用を受けたいので、この旨届け出ます。 租税特別措置法第37条の11の6第1項の規定の適用を受けたいので、同条第2項の規定に基づきこの旨届け出ます。 本書面は「未成年者口座(ジュニアNISA口座)開設届出書 兼 特定口座(課税未成年者口座)開設届出書 兼 源泉徴収選択届出書 兼 源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書」として扱われます。</p>



(2) 次の各項目についてご記入ください。<NISA口座・ジュニアNISA口座共通>

ご署名欄は自筆でご記入ください。未成年の場合は、親権者がジュニアNISA口座開設者の氏名をご記入ください。

フリガナ	マツイ タロウ	生年月日	個人番号	別紙記載
口座開設者氏名(ご署名)			西暦 1955年1月1日 (昭和30年)	
現住所	〒100-0007 東京都千代田区麹町1丁目4-1			
口座開設希望年 非課税口座(または未成年者口座)を設定しようとする年の属する年	2017年	<input checked="" type="checkbox"/>	非課税口座(または未成年者口座)を設定しようとする日の属する年の開設に間に合わない場合、翌年の開設になることを承諾します。 承諾しない場合はチェックを二重線で取消してください。	

(3) 次のいずれかの項目にチェック☑を入れてください。<NISA口座を開設される方(成人の方)のみご記入ください>

確認事項	<p>基準日：平成25年(2013年)1月1日時点における住民票上の住所は上記記載の住所です。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> はい 住所変更はありません。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> いいえ 住所が異なります。平成25年(2013年)1月1日時点の住所を記入します。</p>
平成25年1月1日時点の住所	〒 -

基準日：平成25年(2013年)1月1日時点で国内に住所を有しない場合はチェック☑のうえ、記入してください。

<input checked="" type="checkbox"/>	私は平成25年1月1日において国内に住所を有していません。	平成25年1月1日後最初に国内に住所を有することとなった日	平成 年 月 日
-------------------------------------	-------------------------------	-------------------------------	----------

【社用欄】		該当する勘定設定期間の区分	平成26年～平成29年	受入書類	1:勘定廃止通知書	2:口座廃止通知書	
非課税口座(または未成年者口座及び特定口座)を開設する営業所等	所在地	東京都千代田区麹町1-4 半蔵門ファーストビル		営業所の受理日付印	承認	登録	照合
特定口座に関する勘定 特定保管勘定 特定上場株式配当等勘定	支店支店名	松井証券株式会社 本店					
本人確認	1:免 2:保 3:住 4:台 5:印 6:永 7:在 8:通 9:番 10:他						

NISA口座・ジュニアNISA口座開設時のご注意

ネットストック口座の開設と同時にNISA口座・ジュニアNISA口座の開設を希望される場合、「NISA口座・ジュニアNISA口座開設用」書面に必要事項を記入して、以下の書類と併せて同封してください。

ご返送いただく書類	(1) 「NISA口座・ジュニアNISA口座開設用」書面 (2) 証明書類・・・以下の表をご覧ください。
-----------	---

NISA口座(成人の方)の場合

住所について		証明書類	備考
平成25年(2013年)1月1日以降 転居のない方		住民票の写し	コピー不可
平成25年(2013年) 1月1日以降に 転居のある方	現在お住まいの 市区町村内で 転居している	(転居履歴付き) 住民票の写し	平成25年1月1日時点の住所と、その居住期間が確認できるもの (コピー不可) 転居履歴付き住民票の写しが交付されない自治体の場合、本籍地で「戸籍の附票の写し」をご用意ください。
	現在お住まいの 市区町村外から 転入している	住民票の除票の写し 戸籍の附票の写し + 本人確認書類	平成25年1月1日時点の住所と、その居住期間が確認できるもの (コピー不可) 住民票の除票の写し 平成25年1月1日時点の住所地で交付されたもの(コピー不可) 戸籍の附票の写し 住所の移動履歴が確認できるもの(コピー不可)。本籍地でのみ取得可能。 本籍地を変更された場合は、「戸籍の除附票の写し」も有効です。 本人確認書類 > 記のいずれか1点(コピー可) 住民票の写し、転居許可健康保険証、印鑑登録証明書、住民基本台帳 カード、在留カード、特別永住者証明書

いずれの書類も当社が確認した時点で有効期限内、発行日から6か月以内のものをご用意ください。
平成29年(2017年)開設分まで、基準日は平成25年(2013年)1月1日となります。

NISA口座・ジュニアNISA口座共通

ネットストック口座開設、およびNISA口座・ジュニアNISA口座開設には番号確認書類が必要です。以下のいずれか1点をご提出ください。

番号確認書類	詳細
通知カード	マイナンバーが記載された紙製のカードです。 表面をコピーしてご提出ください。 ただし、裏面にも記載がある場合は、裏面のコピーも必要です。
個人番号カード	マイナンバーが記載された顔写真付きのプラスチックのカードです。 両面をコピーしてご提出ください。 個人番号カードは写真付きの本人確認書類としても使用できます。そのため、他に本人確認書類の提出は必要ありません。
住民票(マイナンバー付き)	住民票申請時に番号記載を依頼すると作成することができます。 原本、またはコピーをご提出ください。



点線部分を切り取り、標準サイズの封筒に貼り付けて使用ください。

- 【ご注意】
- ・当社にお客さまに封筒の宛名印刷を委託いたします。
 - ・宛名印刷の際は、サイズ変更(拡大・縮小)をしないください。
 - ・封筒の裏面に「〒」のマークと氏名をご記入ください。
 - ・糊付する際にはがれないようにしっかり貼ってください。
 - ・第三者への譲渡等を禁止します。

【印刷方式】

書類は全てA4用紙(白色)、片面印刷(サイズ変更、両面印刷は不可)

* 番号確認書類および本人確認書類はコピー可。A4用紙に氏名・現住所・生年月日等が鮮明に見えるようコピーし、切らずにそのままご返送ください。

【ご送付いただく書類】

次の **A**、**B**合計2点をご送付ください。

A	「ネットストック口座開設申込書」(有効期限6か月) 口座開設申込書と本人確認書類の氏名、住所、生年月日が同一であるかご確認ください。
B	「番号確認書類」および「写真付本人確認書類」 【1】-【3】のうち、いずれかのマイナンバー(個人番号)確認書類と本人確認書類が必要です。 【1】「通知カード」(表面コピー、裏面に記載事項があれば両面)を提出する場合、 (a)の本人確認書類があわせて必要です。 (a)本人確認書類：【日本国籍の場合】「運転免許証」、「住民基本台帳カード」のいずれか1点 写真付本人確認書類がない場合、「健康保険証」、「印鑑登録証明書」、「住民票」のいずれか2点 【外国籍の場合】「在留カード」、「特別永住者証明書」のいずれか1点 【2】「個人番号カード」(両面コピー)を提出する場合、(b)の本人確認書類があわせて必要です。 (b)本人確認書類：【日本国籍の場合】不要(個人番号カードで兼用可) 【外国籍の場合】「在留カード」、「特別永住者証明書」、「住民票」のいずれか1点 【3】「住民票(マイナンバー付き)」を提出する場合、(c)の本人確認書類があわせて必要です。 (c)本人確認書類：【日本国籍の場合】「運転免許証」、「住民基本台帳カード」のいずれか1点 写真付本人確認書類がない場合、「健康保険証」、「印鑑登録証明書」のいずれか1点 【外国籍の場合】「在留カード」、「特別永住者証明書」のいずれか1点 住民票、印鑑登録証明書は発行日から6か月以内。外国籍の方の場合、住民票は全項目記載(省略不可)。 「在留カード」、「特別永住者証明書」は有効期限内、両面コピーが必要。